

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本抛の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年4月8日から同年5月31日までのものは、令和2年6月1日をもって満了するものとする。

記

福岡県

令和2年4月7日

九州運輸局 福岡運輸支局長

